

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成20年  
2月26日  
(火曜日)

## 目次

告示  
 第二種漁港の指定の内容の変更(漁港漁場整備課)……………一  
 道路の区域の変更(道路整備課)……………四  
 道路の供用の開始(道路整備課)……………五  
 公告  
 県営三見河内地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………五  
 林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課)……………五



### 山口県告示第七十四号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六条第五項の規定により、第二種漁港の指定の内容を次のとおり変更する。

平成二十年二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 漁港の名称  
上関漁港
- 二 変更の内容  
区域を次のとおりとする。
  - (一) 上関地区
    - 1 水域

次のアの点からオの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域(島の区域を除く。)

### 2 陸域

次のエの点からツの点までを順次結んだ線、ツの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域並びに水域から除かれた島の区域

アの点 北緯三三度五〇分三七・〇〇〇〇秒東経一三三度〇六分〇八・〇〇〇〇秒

イの点 北緯三三度五〇分四四・九四八六秒東経一三三度〇六分一七・三〇八九秒

ウの点 北緯三三度五〇分一八・三八〇〇秒東経一三三度〇六分三五・二六〇八秒

エの点 北緯三三度四九分五二・三四〇八秒東経一三三度〇六分五九・六〇六五秒

オの点 北緯三三度四九分五一・〇〇〇〇秒東経一三三度〇七分〇〇・〇〇〇〇秒

カの点 北緯三三度五〇分五〇・〇七三五秒東経一三三度〇六分四五・一二五六秒

キの点 北緯三三度四九分五二・三五七五秒東経一三三度〇六分四〇・〇七五四秒

クの点 北緯三三度五〇分〇三・五一〇一秒東経一三三度〇六分三五・二七五九秒

ケの点 北緯三三度五〇分〇七・九八一五秒東経一三三度〇六分三六・二五六〇秒

コの点 北緯三三度五〇分一四・一一八四秒東経一三三度〇六分二九・五二九五秒

サの点 北緯三三度五〇分一〇・九〇二七秒東経一三三度〇六分二六・一九三四秒

シの点 北緯三三度五〇分〇七・五四二九秒東経一三三度〇六分二七・〇五九八秒

スの点 北緯三三度五〇分〇三・九七七二秒東経一三三度〇六分二四・三〇三七秒

セの点 北緯三三度五〇分〇三・二三九六秒東経一三三度〇六分二二・一四六九秒

ソの点 北緯三三度五〇分〇三・八〇九七秒東経一三三度〇六分一七・六八九四秒

(二) 沖ノ浜地区

1 水域

次のアの点からエの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域(島の区域を除く。)

2 陸域

次のウの点からキの点までを順次結んだ線、キの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域並びに水域から除かれた島の区域

アの点 北緯三三度四九分四三・〇〇〇秒東経一三三度〇六分三四・〇〇〇秒

イの点 北緯三三度四九分三二・二七〇〇秒東経一三三度〇六分三五・六二九二

ウの点 北緯三三度四九分三三・五〇九五秒東経一三三度〇六分二四・二三七七

エの点 北緯三三度四九分三五・〇〇〇〇秒東経一三三度〇六分二三・〇〇〇〇

オの点 北緯三三度四九分三八・九九四二秒東経一三三度〇六分二一・九八三九

カの点 北緯三三度四九分四二・三六九四秒東経一三三度〇六分二七・八〇〇八

キの点 北緯三三度四九分四三・二〇九〇秒東経一三三度〇六分三一・八〇八六

(三) 蒲井地区

1 水域

次のアの点からエの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

2 陸域

次のウの点からクの点までを順次結んだ線、クの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域

アの点 北緯三三度四八分五九・〇〇〇〇秒東経一三三度〇四分四九・〇〇〇〇

イの点 北緯三三度四八分四八・五二二九秒東経一三三度〇四分五〇・九五九三

ウの点 北緯三三度四八分四〇・〇〇〇〇秒東経一三三度〇四分三一・〇〇〇〇

エの点 北緯三三度四八分四三・八六三六秒東経一三三度〇四分二七・九〇七四

オの点 北緯三三度四八分四八・一〇〇九秒東経一三三度〇四分二七・七九四一

カの点 北緯三三度四八分五〇・九八二三秒東経一三三度〇四分三〇・三八三三

キの点 北緯三三度四八分五六・三〇一三秒東経一三三度〇四分四〇・五二一六

クの点 北緯三三度四八分五七・九二三三秒東経一三三度〇四分四四・七二八九

(四) 四代地区

1 水域

次のアの点からウの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

2 陸域 次のイの点からキの点までを順次結んだ線、キの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域

アの点 北緯三三度四七分三九・〇〇〇〇秒東経一三三度〇三分二一・〇〇〇〇

イの点 北緯三三度四七分三九・五七七三秒東経一三三度〇三分二七・一七八一

ウの点 北緯三三度四七分二九・〇〇〇〇秒東経一三三度〇三分二五・〇〇〇〇

エの点 北緯三三度四七分二九・三一九七秒東経一三三度〇三分二〇・七五一三

オの点 北緯三三度四七分三二・四三九二秒東経一三三度〇三分一九・八〇四二

カの点 北緯三三度四七分三六・二〇〇〇秒東経一三三度〇三分一九・四五五七

(五)

キの点 北緯三三度四七分三八・八八二八秒東経一三三度〇三分二〇・二二六八秒

白井田地区

1 水域

次のアの点からエの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

2 陸域

次のウの点からクの点までを順次結んだ線、クの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域

アの点 北緯三三度四九分二〇・七七七八秒東経一三三度〇四分〇三・四〇六八秒

イの点 北緯三三度四九分二五・二四四六秒東経一三三度〇四分〇一・七一四七秒

ウの点 北緯三三度四九分二八・七五五〇秒東経一三三度〇四分一五・八五八七秒

エの点 北緯三三度四九分二〇・〇〇〇〇秒東経一三三度〇四分一九・〇〇〇〇秒

オの点 北緯三三度四九分二五・九二一六秒東経一三三度〇四分一二・〇八三八秒

カの点 北緯三三度四九分二五・二五五四秒東経一三三度〇四分〇七・八四三九秒

キの点 北緯三三度四九分一六・五八九七秒東経一三三度〇四分〇四・五二五三秒

クの点 北緯三三度四九分一九・四五一九秒東経一三三度〇四分〇五・〇〇〇〇秒

(六) 戸津・中ノ浦地区

1 水域

次のアの点からウの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

2 陸域

次のイの点から二の点までを順次結んだ線、二の点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域

アの点 北緯三三度五一分〇三・〇〇〇〇秒東経一三三度〇四分三八・〇〇〇〇秒

イの点 北緯三三度五〇分五二・八六一九秒東経一三三度〇五分五二・四八〇七秒

ウの点 北緯三三度五〇分三六・〇〇〇〇秒東経一三三度〇五分五三・〇〇〇〇秒

エの点 北緯三三度五〇分三四・五六六〇秒東経一三三度〇五分五一・〇一九五秒

オの点 北緯三三度五〇分三六・五四四八秒東経一三三度〇五分四二・五二四〇秒

カの点 北緯三三度五〇分三九・六二九三秒東経一三三度〇五分三六・二六四四秒

キの点 北緯三三度五〇分四三・四九九八秒東経一三三度〇五分三一・七二七四秒

クの点 北緯三三度五〇分四七・七七七七秒東経一三三度〇五分三三・二三一六秒

ケの点 北緯三三度五〇分五三・〇六七〇秒東経一三三度〇五分三〇・七九九四秒

コの点 北緯三三度五〇分五二・四六九七秒東経一三三度〇五分二六・九九九二秒

サの点 北緯三三度五〇分四一・四三九四秒東経一三三度〇五分一七・四七八四秒

シの点 北緯三三度五〇分四〇・五一五九秒東経一三三度〇五分一三・六〇三六秒

スの点 北緯三三度五〇分四一・四九七二秒東経一三三度〇五分〇八・九一六六秒

セの点 北緯三三度五〇分三九・五八〇八秒東経一三三度〇五分〇三・七八七五秒

ソの点 北緯三三度五〇分三九・七七四八秒東経一三三度〇五分〇二・一〇六三秒

タの点 北緯三三度五〇分四〇・七九四一秒東経一三三度〇四分五八・六七〇〇秒

チの点 北緯三三度五〇分四一・八九三四秒東経一三三度〇四分五九・四三一〇秒

ツの点 北緯三三度五〇分四四・五一九五秒東経一三三度〇四分五四・四七四八秒

テの点 北緯三三度五〇分五五・四一三四秒東経一三三度〇四分三九・六一〇二秒

トの点 北緯三三度五〇分五四・八〇六四秒東経一三三度〇四分三八・二八二〇秒

ナの点 北緯三三度五〇分五八・七三六三秒東経一三三度〇四分三五・〇九三五秒

ニの点 北緯三三度五一分〇一・九三八〇秒東経一三三度〇四分三六・一七一一秒

山口県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道  
路 線 名 下関美祢線  
道路の区域

区 間 美祢市大嶺町西分字清水五〇四の三 地先	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	最狭 一一七・四・六 最広 二〇六・七	二七・三	道路改良工事の完了による。
旧	最狭 一一七・四・六 最広 二〇六・七	二七・三		

道路の種類 県道  
路 線 名 下松停車場線  
道路の区域

区 間 下松市大字西豊井字室町二二四七地 先から	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	旧	最狭 一一八・〇・六 最広 一一八・〇・六	一七〇・〇	

同市同大字 地先まで	同字二二六四の一	新	最狭 四二七・四〇	一六九・〇	道路改良工事の完了による。
---------------	----------	---	--------------	-------	---------------

道路の種類 県道  
路 線 名 周防花岡停車場線  
道路の区域

区 間 下松市大字末武上字毛坂一九〇七の 一地先から 同市同大字字二ノ井手一九三二の 一地先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	旧	最狭 六三・三八 最広 六三・三八	二六六・五	
新	最狭 一一八・二・〇〇 最広 一一八・二・〇〇	一〇九・二	二七五・五	道路改良工事の完了による。 (県道下松鹿野線の道路の区域(重用))

道路の種類 県道  
路 線 名 津布田郡線  
道路の区域

区 間 山陽小野田市大字津布田字二ノ小正 寺七七の五地先から 同市同大字字木船原六六九 の三地先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	旧	最狭 二〇四・六〇 最広 二〇四・六〇	五二九・〇	
新	最狭 一一四・〇〇 最広 一一四・〇〇	五〇八・八		道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
路 線 名 伊佐吉部山口線  
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧				
美祿市伊佐町伊佐字上ノ浴八〇の一 地先から 同市伊佐町伊佐 同字七九六の一 地先まで			最狭 一三・六 最広 二七・六	九〇・〇	道路改良工事の 完了による。

**山口県告示第七十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年二月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 下関美祿線	美祿市大嶺町西分字清水五〇四の三 地先	平成二十年二月 十七日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 下松停車場線	下松市大字西豊井字室町二二四七 地先から 同市 同大字 同字二二六四の一 地先まで	平成二十年二月 十七日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 周防花岡停車場線	下松市大字末武上字毛坂一九〇七 の一 地先から 同市 同大字字兼光一〇九三の一 地先まで	平成二十年二月 十七日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 津布田郡線	山陽小野田市大字津布田字二ノ小 正寺七六七の五 地先から 同市 同大字字木船原六六九の三 地先まで	平成二十年二月 十七日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 伊佐吉部山口線	美祿市伊佐町伊佐字上ノ浴八〇一 の一 地先から 同市伊佐町伊佐 同字七九六の一 地先まで	平成二十年二月 十七日



**(七六) 県営三見河内地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営三見河内地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

**(七七) 林業種苗生産事業者講習会の開催**

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成二十年二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 講習の対象となる者  
林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所
  - (一) 日時  
平成二十年三月十九日(水曜日)午前九時から
  - (二) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部三号会議室
- 三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
種苗に関する法令			二
種苗の産地及び系統			二
種苗の生産技術			二

- 四 受講の手続  
講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万四千円に相当する山口県収入証紙をはって、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。
- 五 受講申込書の提出期限  
平成二十年三月十二日(水曜日)
- 六 その他  
この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三―九三三―三四八五)又は最寄りの農林事務所にすること。

平成二十年二月二十六日印刷  
平成二十年二月二十六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)